

議案第67号

行政機構の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（飯能市部室設置条例の一部改正）

第1条 飯能市部室設置条例（平成11年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産業環境部」を「環境経済部」に、「福祉子ども部」を「福祉部
こども支援部」に改める。

第2条企画総務部の項中第17号を第18号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 中心市街地活性化に関すること。

第2条市民生活部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条産業環境部の項中「産業環境部」を「環境経済部」に改め、同条福祉子ども部の項中「福祉子ども部」を「福祉部」に改め、同項第1号中「及び福祉施設」を「（児童福祉に関することを除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

こども支援部

1 児童福祉に関すること。

（飯能市山間地域振興審議会条例の一部改正）

第2条 飯能市山間地域振興審議会条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部市民協働推進課」を「市民生活部自治振興課」に改める。

（飯能市地域福祉審議会条例の一部改正）

第3条 飯能市地域福祉審議会条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部地域・生活福祉課」を「福祉部地域福祉課」に改

める。

(飯能市児童福祉審議会条例の一部改正)

第4条 飯能市児童福祉審議会条例(平成15年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部子育て支援課」を「こども支援部こども支援課」に改める。

(飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例の一部改正)

第5条 飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部介護福祉課」を「福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

第6条 飯能市成年後見制度利用促進審議会条例(令和2年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部介護福祉課」を「福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市障害福祉審議会条例の一部改正)

第7条 飯能市障害福祉審議会条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部障害福祉課」を「福祉部障害福祉課」に改める。

(飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部改正)

第8条 飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部介護福祉課」を「福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部改正)

第9条 飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉子ども部介護福祉課」を「福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市環境審議会条例の一部改正)

第10条 飯能市環境審議会条例(昭和46年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「産業環境部環境緑水課」を「環境経済部環境緑水課」に改める。

(飯能市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第11条 飯能市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条中「産業環境部資源循環推進課」を「環境経済部クリーンセンター」に改める。

(飯能市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第12条 飯能市予防接種健康被害調査委員会条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康推進部健康づくり支援課」を「健康推進部保健センター」に改める。

(飯能市男女共同参画推進条例の一部改正)

第13条 飯能市男女共同参画推進条例(平成27年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2.1条中「市民生活部市民協働推進課」を「市民生活部自治振興課」に改める。

(飯能市景観条例の一部改正)

第14条 飯能市景観条例(平成29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第29条中「建設部建築課」を「建設部都市計画課」に改める。

(飯能市空家等対策協議会条例の一部改正)

第15条 飯能市空家等対策協議会条例(平成31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部都市計画課」を「建設部建築課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

飯能市長 新井重治

飯能市部室設置条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p>企画総務部</p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p><u>環境経済部</u></p> <p>農林部</p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>こども支援部</u></p> <p>健康推進部</p> <p>建設部</p> <p>秘書室</p> <p>防災危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>企画総務部</p> <p>1～6 省略</p> <p><u>7 中心市街地活性化に関すること。</u></p> <p><u>8 広報に関すること。</u></p> <p><u>9 高度情報化及び地域情報化に関すること。</u></p> <p><u>10 議会及び市の一般行政に関すること。</u></p> <p><u>11 文書に関すること。</u></p> <p><u>12 条例、規則等に関すること。</u></p> <p><u>13 統計に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p>企画総務部</p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p><u>産業環境部</u></p> <p>農林部</p> <p><u>福祉子ども部</u></p> <p>健康推進部</p> <p>建設部</p> <p>秘書室</p> <p>防災危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>企画総務部</p> <p>1～6 省略</p> <p><u>7 広報に関すること。</u></p> <p><u>8 高度情報化及び地域情報化に関すること。</u></p> <p><u>9 議会及び市の一般行政に関すること。</u></p> <p><u>10 文書に関すること。</u></p> <p><u>11 条例、規則等に関すること。</u></p> <p><u>12 統計に関すること。</u></p>

- 14 選挙に関すること。
- 15 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 16 契約に関すること。
- 17 工事の検査に関すること。
- 18 他の部の主管に属さないこと。

財務部 省略

市民生活部

1～2 省略

- 3 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- 4 地区行政センターに関すること。
- 5 暮らしの安全に関すること。
- 6 市民相談に関すること。
- 7 交通政策に関すること。

環境経済部

省略

農林部 省略

福祉部

- 1 社会福祉(児童福祉に関することを除く。)に関すること。
- 2 省略

こども支援部

- 1 児童福祉に関すること。

健康推進部～行政不服審査室 省略

13 選挙に関すること。

14 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。

15 契約に関すること。

16 工事の検査に関すること。

17 他の部の主管に属さないこと。

財務部 省略

市民生活部

1～2 省略

- 3 中心市街地活性化に関すること。
- 4 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- 5 地区行政センターに関すること。
- 6 暮らしの安全に関すること。
- 7 市民相談に関すること。
- 8 交通政策に関すること。

産業環境部

省略

農林部 省略

福祉子ども部

- 1 社会福祉及び福祉施設に関すること。
- 2 省略

健康推進部～行政不服審査室 省略

飯能市山間地域振興審議会条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部自治振興課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部市民協働推進課</u>において処理する。</p>

飯能市地域福祉審議会条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉部地域福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉子ども部地域・生活福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市児童福祉審議会条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>こども支援部こども支援課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉子ども部子育て支援課</u>において処理する。</p>

飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>福祉子ども部介護福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市成年後見制度利用促進審議会条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉子ども部介護福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市障害福祉審議会条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉部障害福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>福祉子ども部障害福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>福祉子ども部介護福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>福祉子ども部介護福祉課</u>において処理する。</p>

飯能市環境審議会条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>環境経済部環境緑水課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>産業環境部環境緑水課</u>において処理する。</p>

飯能市廃棄物減量等推進審議会条例新旧対照表（第 1 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>環境経済部ク リーンセンター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>産業環境部資源 循環推進課</u>において処理する。</p>

飯能市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表（第12条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>健康推進部保健センター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>健康推進部健康づくり支援課</u>において処理する。</p>

飯能市男女共同参画推進条例新旧対照表（第13条関係）

改正後	改正前
<p>(審議会の庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>市民生活部自治振興課</u>において処理する。</p>	<p>(審議会の庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>市民生活部市民協働推進課</u>において処理する。</p>

飯能市景観条例新旧対照表（第14条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第29条 審議会の庶務は、<u>建設部都市計画課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第29条 審議会の庶務は、<u>建設部建築課</u>において処理する。</p>

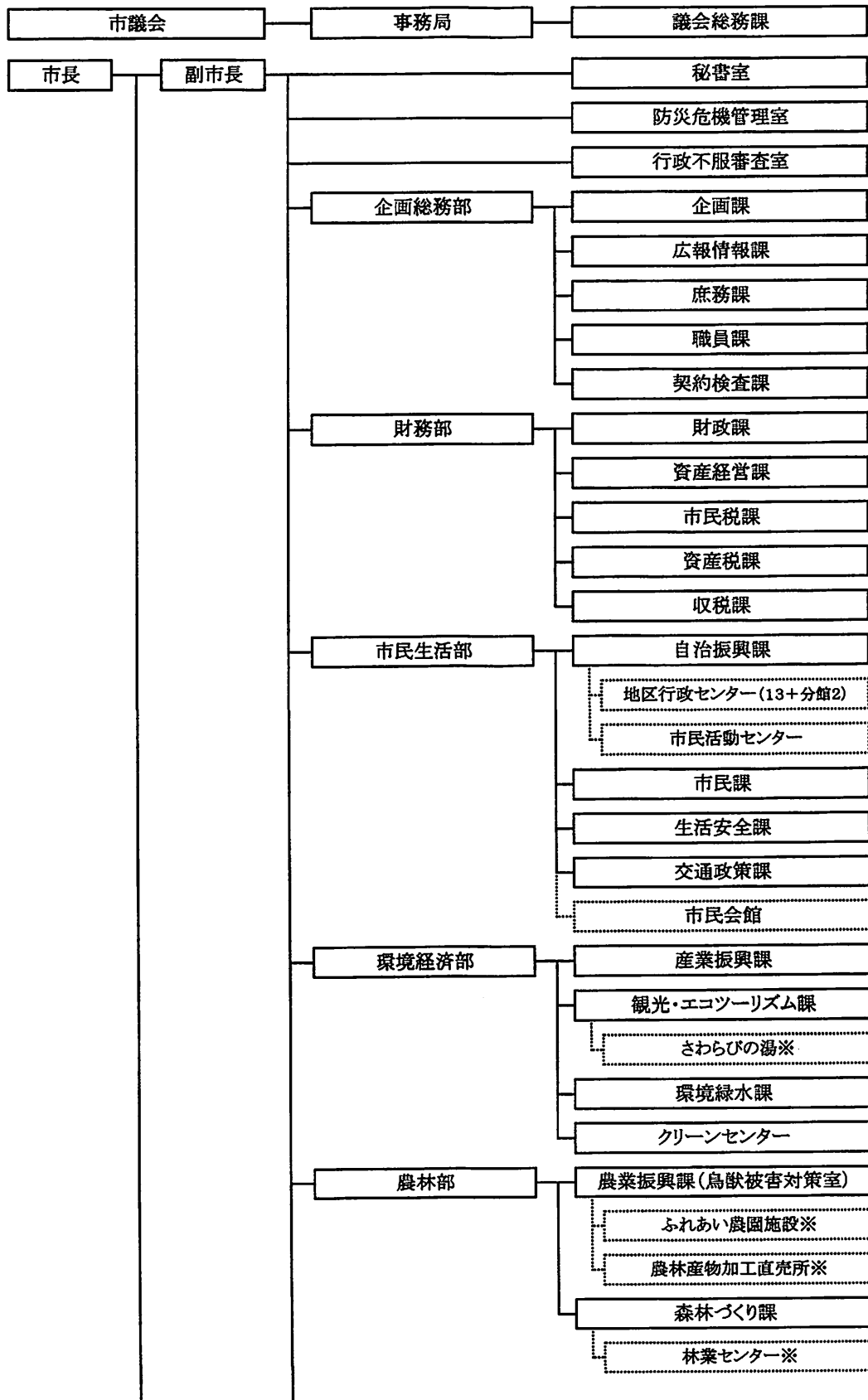
飯能市空家等対策協議会条例新旧対照表（第15条関係）

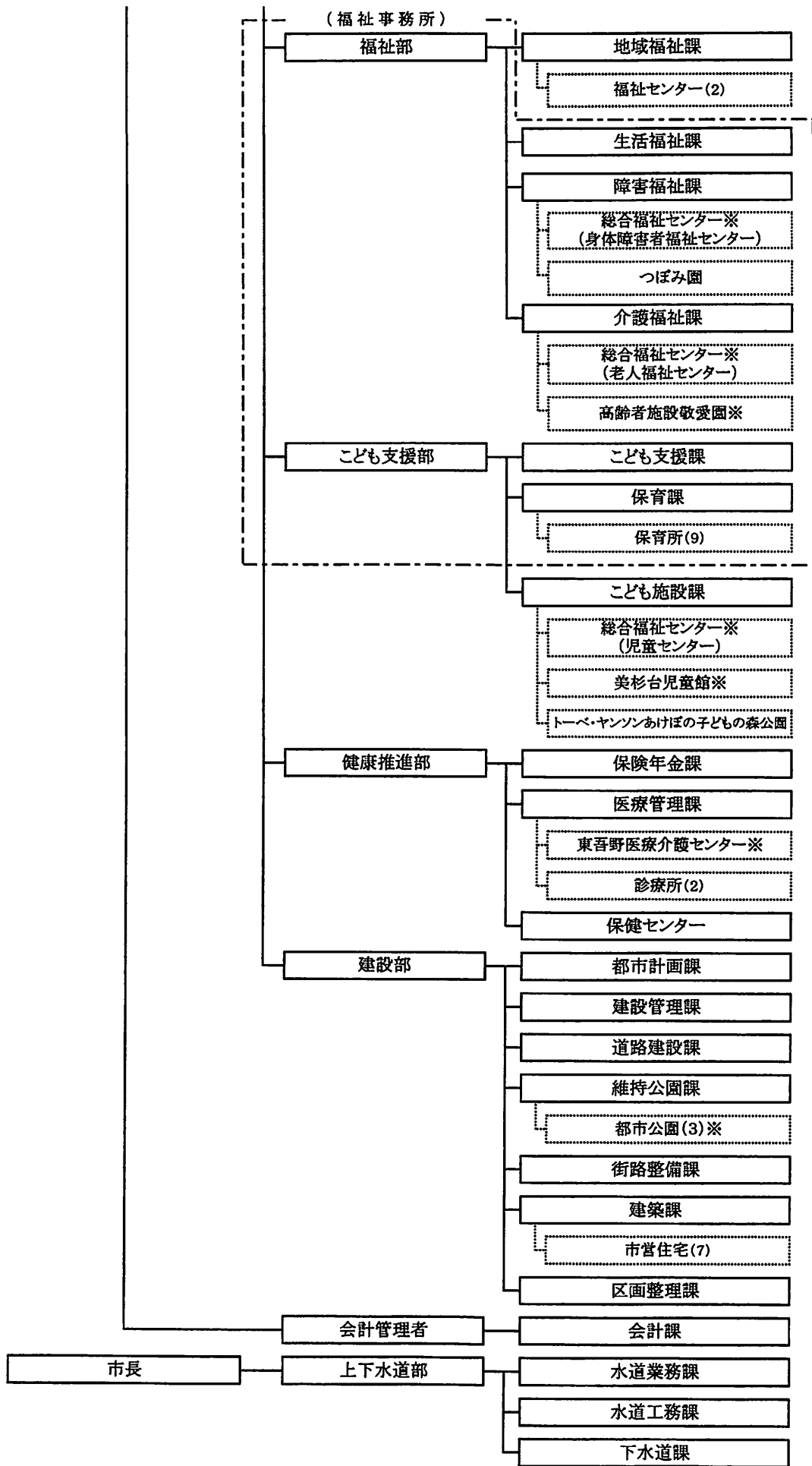
改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>建設部建築課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>建設部都市計画課</u>において処理する。</p>

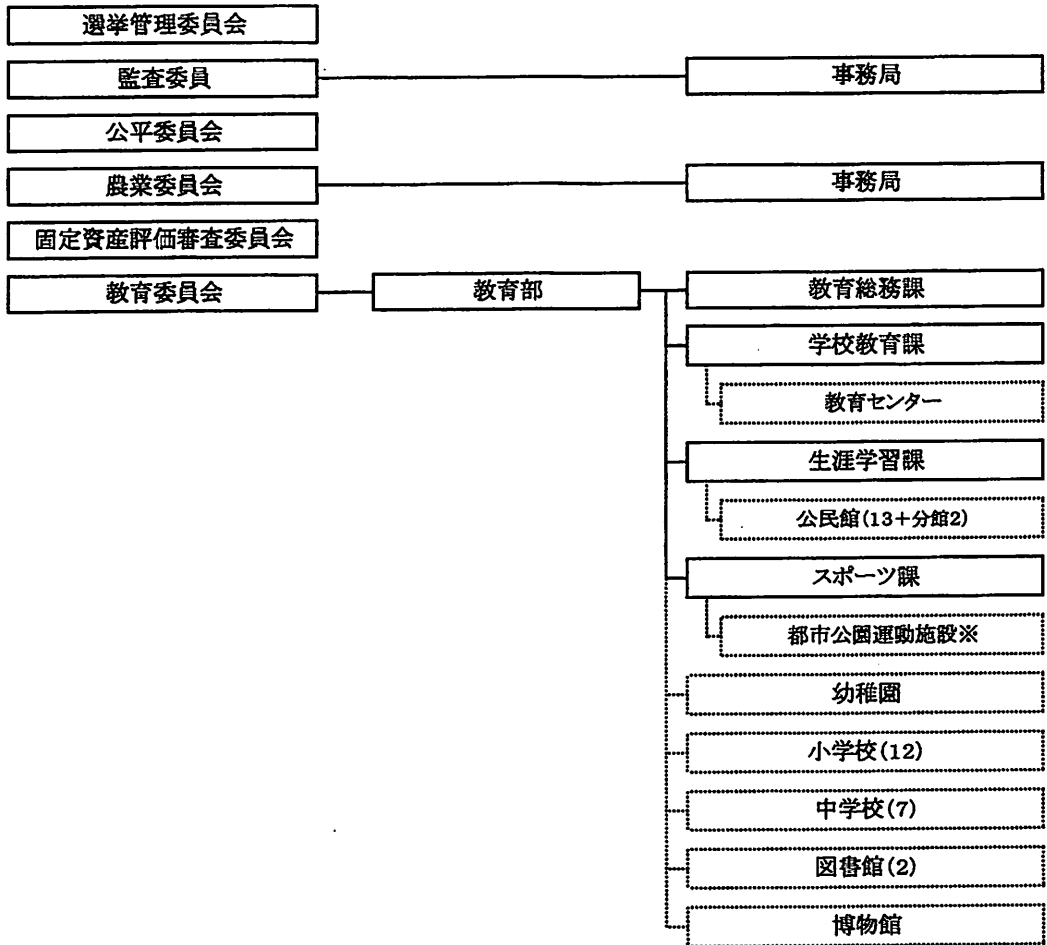
参考

飯能市行政機構図

(令和6年4月1日 改正案)





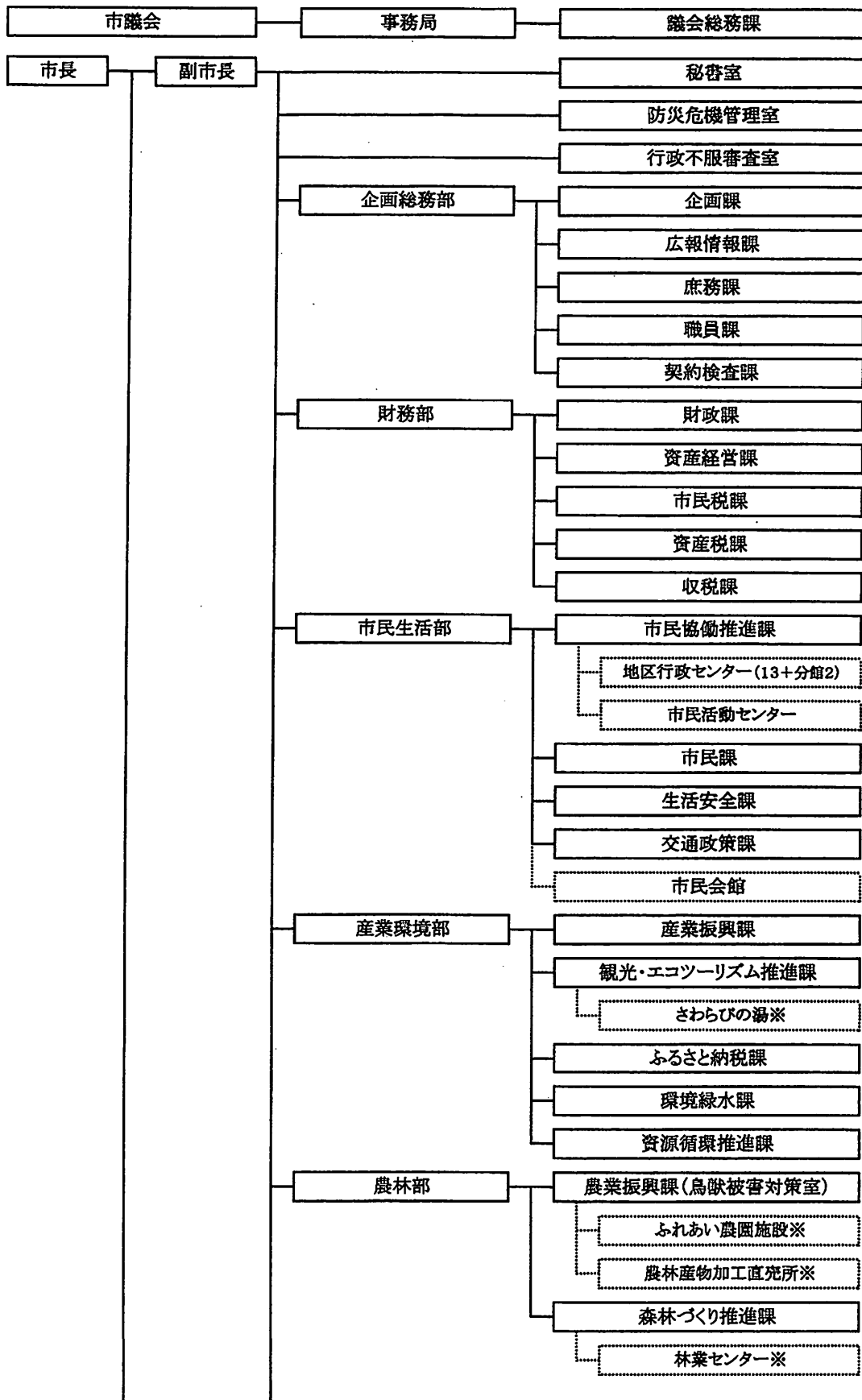


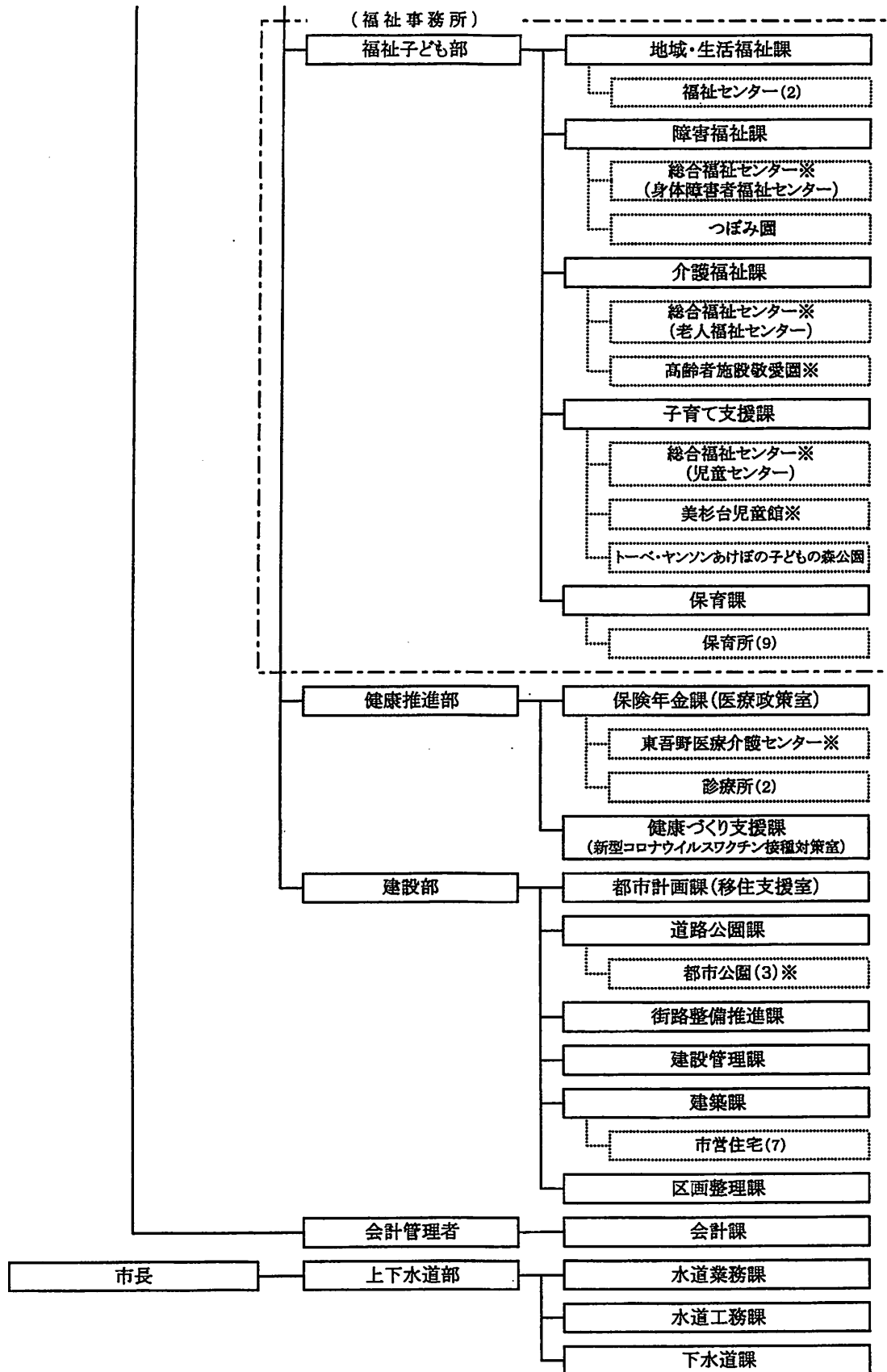
※行政機構 12部
54課（秘書室、防災危機管理室、行政不服審査室を含む）

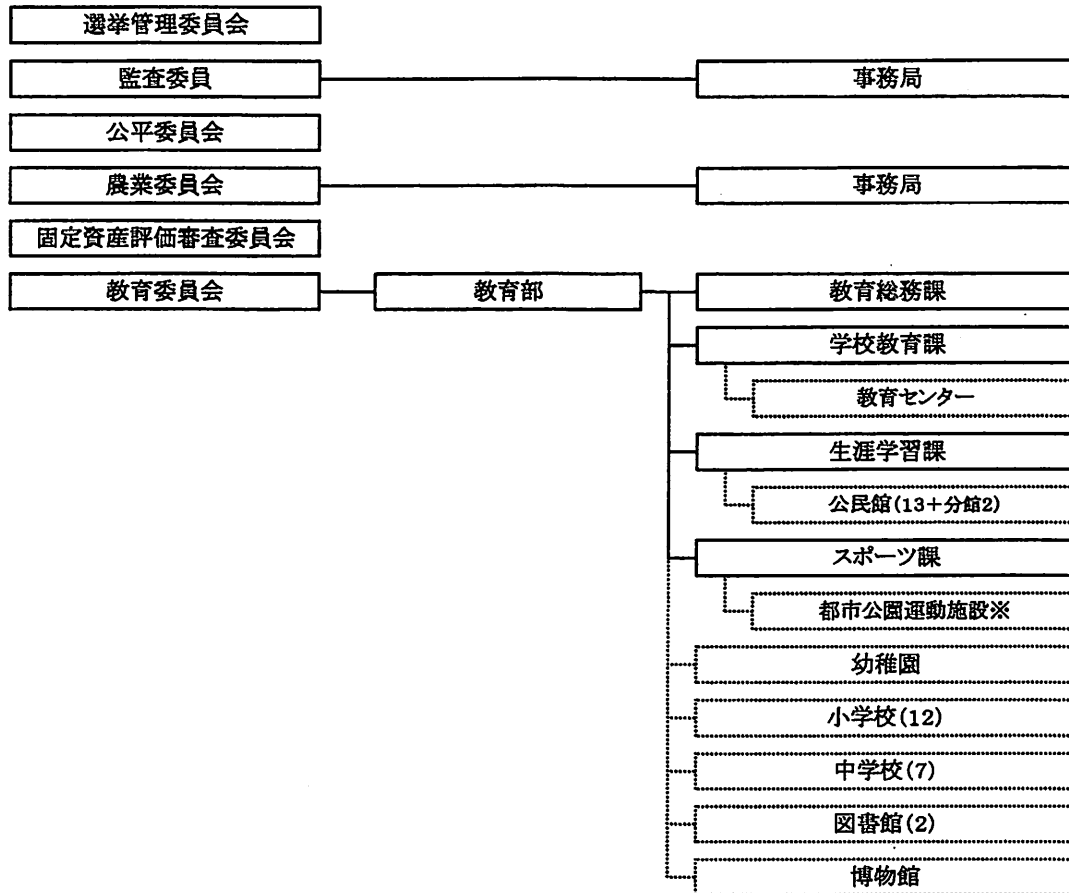
行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。

飯能市行政機構図

(令和5年4月1日 現行)







※行政機構 11部
51課（秘書室、防災危機管理室、行政不服審査室を含む）

行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。